

■ 長浜市附属機関設置条例（抄）（平成 25 年 9 月 30 日条例第 27 号）

改正 平成26年3月28日条例第15号 平成27年2月28日条例第1号
平成27年3月20日条例第21号 平成28年12月20日条例第43号
平成29年3月28日条例第19号 平成31年3月25日条例第22号
令和2年3月30日条例第3号 令和2年3月30日条例第21号
令和4年3月29日条例第12号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置等）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（専門委員等）

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委員の守秘義務）

第5条 附属機関の委員（第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（長浜市特別職報酬等審議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（3）長浜市高齢者保健福祉審議会条例（平成18年長浜市条例第124号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関及びその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際市長又は教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市高齢者保健福祉審議会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画の策定、総合的な長寿社会対策の推進並びに介護保険事業の健全かつ安定した運営に関し必要な事項を調査審議すること。	24人以内

■ 長浜市高齢者保健福祉審議会規則 (平成25年10月1日規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市介護保険事業計画の検討に関すること。
- (2) 長浜市高齢者保健福祉計画の検討に関すること。
- (3) 長浜市介護保険事業の運営に関すること。
- (4) その他長寿社会対策に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表（公募により市長が選任した者を含む。）
- (5) 費用負担関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

6 会長は、協議会の議事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができるものとする。

- (1) 軽微の決定を要する事項
- (2) 緊急の決定を要する事項
- (3) 既決事項の軽微な変更
- (4) 会長が特に必要と認めたとき。

7 前項の規定による協議会の議事は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会及び部会)

第6条 条例第4条の規定に基づき、審議会に次に掲げる組織を置く。

- (1) 長浜市地域密着型サービス運営委員会
- (2) 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会
- (3) 審議会において設置することを必要と認めた部会

2 前項各号に掲げる組織の委員は、第3条第1項の規定により委嘱若しくは任命された委員又は条例第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員のうちから会長が指名する。

3 第1項第3号に規定する部会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(地域密着型サービス運営委員会)

第7条 長浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「密着委員会」という。）の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業（以下「地域密着型サービス事業等」という。）を行う事業者の選考に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業等を行う事業者の指定、指定の拒否及び指定の取消しに関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業等に係る事業者の指定基準及び費用の額に関すること。
- (4) 地域密着型サービス事業等の実施状況の評価に関すること。
- (5) その他地域密着型サービス事業等の適正な運営に関し市長が必要と認めること。

2 密着委員会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

3 密着委員会に委員長を置き、委員長は、密着委員会の委員の互選により定める。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、密着委員会の委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

5 第5条の規定は、密着委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「密着委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「密着委員会の委員」と読み替えるものとする。

6 密着委員会の委員の利害に関する事項の審議を行う場合は、密着委員会の決定により、当該委員を審議に参加させないものとする。

7 第1項第1号及び第2号に規定する事務を議事とする密着委員会の会議は、非公開とする。

8 審議会は、密着委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(支え合いの地域づくり推進委員会)

第7条の2 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会（以下「支え合い委員会」という。）の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第115条の45第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）に関し、市域全体の法第115条の45に規定する事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）の推進方策について検討を行うこと。
- (2) 生活支援体制整備事業に関わる多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、情報共有及び連携強化を行うこと。
- (3) その他介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備に関し必要な事項

2 支え合い委員会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

3 前条第3項から第6項まで及び第8項の規定は、支え合い委員会の会議について準用する。この場合において、「密着委員会」とあるのは、「支え合い委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部長寿推進課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。